　予防規程については、「災害その他の非常の場合に取るべき措置」の項目に下記の（風水害対策）を追加し、予防規程（変更）認可申請書、「風水害対策の実施計画」、その他必要な書類を添付し提出してください。

（風水害対策）

　　〇〇条　風水害による被害の軽減を図るため「風水害対策の実施計画」に定める措置

を講じること。

　風水害対策の実施計画（例）は、給油取扱所以外の施設編と給油取扱所編があります。

参考にご活用ください。